

【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年 2月13日
【報告者の名称】	旭テック株式会社
【報告者の所在地】	静岡県菊川市堀之内547番地の1
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	0537 - 36 - 3112
【事務連絡者氏名】	経理部長 古橋 恵介
【縦覧に供する場所】	旭テック株式会社 (静岡県菊川市堀之内547番地の1) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【公開買付者の氏名又は名称及び住所又は所在地】

名称 A T Cホールディングス2号株式会社

所在地 東京都千代田区紀尾井町4番1号

2【公開買付者が買付け等を行う株券等の種類】

普通株式

(注1) 当社は上記普通株式以外に、本報告書提出日現在、A種優先株式11,141,000株及びB種優先株式10,526,316株を発行していますが、A T Cホールディングス2号株式会社(以下「公開買付者」といいます。)によれば、A種優先株式及びB種優先株式のいずれもその全てを、ユニゾン・キャピタル3号投資事業組合、ユニゾン3号共同投資事業組合、Unison Capital (F), L.P.、Unison Co-Investments(F), L.P.、Unison Capital (A), L.P.、Unison Co-Investments(A), L.P.、及びUnison Capital (B), L.P.及びUnison Co-Investments(B), L.P.(以下、総称して「本ファンド」といいます。)がその発行済株式の全てを保有しているA T Cホールディングス1号株式会社(以下「A T C H 1」といいます。)が所有しているとのことです。公開買付者によれば、公開買付者は、当該株式については、公開買付者による平成24年2月13日付け公開買付届出書の提出に係る、当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)において当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘が行われないことに同意する旨の書面をA T C H 1から受領しているため、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の2第5項及び金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第8条第5項第3号に定める全部勧誘義務の対象外とすることのできる株券等を規定した発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第5条第3項第2号に該当することにより、本公開買付けにおいて買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘はしないとのことです。

(注2) 当社は、新株予約権(平成16年6月29日開催の当社定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権、平成17年6月29日開催の当社定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権及び平成18年6月29日開催の当社定時株主総会の決議に基づき発行された新株予約権)を発行しておりましたが、いずれの新株予約権も全ての新株予約権者からその有する全ての未行使の新株予約権を放棄する旨の意思表示を受けて、平成23年9月30日付けで消滅しております。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(1) 本公開買付けを含む本取引に関する意見の内容

当社取締役会は、平成24年2月10日開催の取締役会において、公開買付者による当社株券に対する第一回目の公開買付け(以下「第一回公開買付け」といいます。)の開始後、当該取締役会時点までの状況を考慮し、後述のとおり平成24年2月10日公表の業績予想修正や中国、インドにおける新プロジェクト等を勘案しても、第一回公開買付け開始にあたっての当社の判断を変更する事情は特段ないと考えるため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び、当社株主に本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

なお、第一回公開買付けに関して当社が提出した平成24年1月10日付け意見表明報告書に記載しましたとおり、平成23年12月28日開催の当社取締役会において、当社は第一回公開買付けに関して賛同の意見を表明すること、第一回公開買付けに係る買付価格の妥当性については意見を留保し、当社株主の皆様が第一回公開買付けに応募するか否かについては株主の皆様判断に委ねること、さらに、公開買付者によれば、第一回公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格である33円を買付価格とする本公開買付けを実施する予定であるとのことから、当社取締役会は本公開買付けが行われた場合には本公開買付けに賛同し、かつ、当社株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべきこと、及び、公開買付者の要請に応じ当社をユニゾン・キャピタル・グループの100%傘下とするための手続(いわゆるスクイズアウト。以下「本普通株式全部取得手続」といいます。第一回公開買付け、本公開買付け及び本普通株式全部取得手続を併せて「本取引」といいます。)を実施することも相当であるとする旨を決議しております。第一回公開買付け及び本公開買付けに係る当社の意見表明の取締役会決議は、本普通株式全部取得手続の結果、当社株券が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

(2) 本公開買付けを含む本取引に関する意見の根拠及び理由

本公開買付けを含む本取引及び当社優先株式の売買の概要

公開買付者によれば、本取引及び本取引に先立つ当社優先株式の売買により、当社の発行済株式の全てを取得することを目的とし、R H J International, S.A.(以下「R H J I」といいます。)及び東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます。)の保有する当社優先株式の相対取引による取得、R H J I及び東京海上日動

の保有する当社普通株式の公開買付けによる取得（第一回公開買付け）、一般株主の保有する当社普通株式の公開買付けによる取得（本公開買付け）、及びその後のスクイズアウト取引（本普通株式全部取得手続）、という4段階のプロセスを想定しているとのことです（既上記及びは完了しており、本公開買付けが第3段階に当たります。）。

まず、第1段階として、本ファンドが発行済株式の全てを所有するA T C H 1が、第一回公開買付けに先立ち、R H J Iからその所有する当社のA種優先株式7,429,000株及びB種優先株式10,526,316株の全て、及び、東京海上日動からその所有する当社のA種優先株式3,712,000株の全てを、それぞれ平成24年1月4日付けで取得しており（以下「本優先株式売買」といいます。）、その結果、A T C H 1は、当社の発行済のA種優先株式及びB種優先株式の全てを所有するに至ったとのことです（かかる各優先株式の取得の詳細については、下記「3（6）公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照下さい。）。

次に、第2段階として、公開買付者は、R H J I及び東京海上日動が所有していた当社普通株式の取得を目的として、平成24年1月6日から平成24年2月3日までを買付け等の期間、買付価格を27円とする公開買付けを行い、その結果、本報告書提出日現在において当社普通株式440,747,459株（当社の第105期第3四半期報告書（平成24年2月10日提出）に記載された平成24年2月10日現在の当社発行済株式総数712,940,223株に対する割合61.82%（小数点以下第三位を四捨五入。））を所有するに至ったとのことです。

さらに、公開買付者は、第3段階として、買付け等の期間（以下「本公開買付け期間」といいます。）を平成24年2月13日から同年3月26日（30営業日）として、公開買付け以外の者の所有する当社普通株式の全てを取得することを目的として、第一回公開買付けの買付価格（27円）より高い価格である33円を買付価格とする本公開買付けを実施するとのことです（買付予定数の上限又は下限は設定しないとのことです。）。

公開買付者によると、第一回公開買付けに加え、本公開買付けを行うこととした理由は以下のとおりです。

公開買付者及びA T C H 1（以下「公開買付者ら」といいます。）は、本取引及び上述の本優先株式売買により、当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを企図しております。公開買付者は、本取引及び本優先株式売買を検討するにあたり、まず、当社の筆頭株主であったR H J I及び当社の大株主であった東京海上日動との間でそれぞれ個別に交渉し、当社優先株式の売買条件その他の諸条件を勧案のうえ、その所有する当社株式の全てを公開買付者らに譲渡すること及びその価格について合意に達したとのことです。一方で、R H J I及び東京海上日動からの当社普通株式の取得は法令に基づき公開買付けによる必要があるところ、かかる合意における普通株式の価格は、上記のとおりR H J I及び東京海上日動との間で当社優先株式の売買条件その他の諸条件を勧案のうえ交渉した結果決定されたものであり、必ずしもR H J I及び東京海上日動を除く当社株主に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与した価格により、当社普通株式を売却する機会を提供するものとはいえない可能性があるとのことです。そこで、公開買付者は、（ ）R H J I及び東京海上日動からその所有する当社普通株式の全てを取得することを目的として、R H J I及び東京海上日動と合意した買付け等の価格により行う第一回公開買付け、並びに（ ）R H J I及び東京海上日動を除く当社の株主から当社の発行済普通株式の全て（但し、当社の所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、かかる株主に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与した価格により、当社普通株式を売却する機会を提供するために行う本公開買付けの2回の公開買付けを実施するとのことです。

このように、本公開買付けの買付価格は、R H J I及び東京海上日動以外の当社株主に対して、直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付与された価格を提供することを企図して決定されたものであるため、R H J I及び東京海上日動との交渉の結果決定された第一回公開買付けの買付価格と異なっているとのことです。公開買付者は、本公開買付けの買付価格を決定するに際して、第一回公開買付けの開始を決定した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の過去1ヶ月、過去3ヶ月及び過去6ヶ月（いずれも終値の単純平均値で25円、23円及び24円、小数点以下を四捨五入、以下単純平均値の計算において同じ。）及び直近の市場株価（本取引の開始を公表した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値27円）の推移、当社が公表している財務情報、公開買付者において算出した当社の将来のキャッシュ・フローの見込みの結果を基礎とし、さらには過去5年間の発行者以外の者による公開買付けの事例であって、特に本件と類似すると思われる事例における平均的なプレミアム水準を参考に、当社が本取引の検討に際して取引条件の公正性や少数株主の利益を確保するために設置した特別委員会との間で買付価格等取引条件の協議、本公開買付けの買付価格についての交渉を経て、本公開買付けの買付価格を1株につき33円とすることを決定したとのことです。公開買付者は、本公開買付けの買付価格の決定に際し、第三者機関の算定書は取得していないとのことです。

なお、本公開買付けの買付価格は、第一回公開買付けの開始を決定した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値27円に対して22.22%（小数点以下第三位を四捨五入、以下プレミアムの計算において同じ。）、同日までの過去1ヶ月間の終値の単純平均値25円に対して32.00%、同日までの過去3ヶ月間の終値の単純平均値23円に対して43.48%、同日までの過去6ヶ月間の終値の単純平均値24円に対し

て37.50%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になるとのことです。

また、本公開買付けの買付価格は、本報告書提出日の前取引日である平成24年2月10日の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値33円と同額になるとのことです。

最後に、本優先株式売買、第一回公開買付け及び本公開買付けによって、当社の発行済株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合、公開買付者は、第4段階として、「3（4）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）」に記載のとおり、本公開買付け成立後に、公開買付者が当社の発行済株式の全て（但し、A T C H 1 が所有する優先株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本普通株式全部取得手続を行い、当社を公開買付者らの完全子会社とする予定とのことです。

本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針

当社は、昭和13年に旭鋳物工場を改組し旭可鍛鉄株式会社として設立以降、昭和36年2月に証券会員法人名古屋証券取引所（現・株式会社名古屋証券取引所）市場第二部、昭和55年12月に証券会員法人東京証券取引所（現・東京証券取引所）市場第二部へ株式を上場し、平成元年11月に社名を現在の旭テック株式会社に変更後は、翌平成2年11月に各市場で第一部上場を果たすなど、知名度の向上及び信用力の強化とともにその業容を拡大させてまいりました。平成15年5月には新規投資の実行及び経営資源の強化による収益率の向上、財務体質の強化を図るため米国投資会社リップルウッド・ホールディングスL.L.C.の資本参加を受け入れる一方で事業の選択と集中を進め、平成18年2月にはテクノメタル株式会社、翌平成19年1月にはMetaldyne Corporationをそれぞれ子会社化し（但し、Metaldyne Corporation及び同子会社30社は、平成21年5月に米国破産法第11章を申請したことにより、当社の連結対象から除外されております。）、平成22年11月には子会社であった旭テック環境ソリューション株式会社の株式の売却により、環境装置事業を売却しました。また、この間には、タイ及び中国といった海外への生産拠点の移転も進めてまいりました。

この間、100年に一度とも言われるリーマンショックによる影響、平成19年初頭に買収した米国Metaldyne Corporationが平成21年に経営破綻したこと、平成23年3月に発生した東日本大震災、また平成23年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、平成23年12月19日付け当社プレスリリースで業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、当社はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信しました。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われませんが、当社の今後の経営はこれまでの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。ユニゾン・キャピタル・グループから提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、当社の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の当社の経営にメリットがあると考えます。

新たな大株主には、当社の考える成長戦略をベースに、必要な資金調達と同社の持つ人的ネットワークを通じたサポート等に期待し、これまで以上の経営資源の強化及び効率化を進め、さらなる成長を目指していきたいと考えております。また、そのような観点から、当社においては、会社分割の手法を利用した持株会社化についても検討を行っております。さらに、新たな大株主の支持を得た上で、平成24年2月10日付けの当社プレスリリース「中国における鋳鉄合弁事業検討に関するお知らせ」、「インドにおける軽合金部品の合弁事業検討に関するお知らせ」をはじめとする積極的な業務展開を図っていきたいと考えております。

その一方、公開買付者によれば、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成23年6月頃に当社経営陣と、当社の将来について協議する機会を得、以降、当社を今後も中長期的に成長させていくという観点から、当社の事業戦略や資本政策についての協議・検討を行ってきたとのことです。かかる協議・検討の結果を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社が有する各事業において蓄積された技術力、実績に裏付けられた既存顧客との強固な関係、競争力のある高い製品品質等を有効に活用することにより、当社経営陣が現在推進している事業計画に則した事業成長の支援を行い、当社の企業価値を向上させることが可能であるとの認識を持つに至ったとのことです。ユニゾン・キャピタル・グループは、これまでの投資先の企業価値向上に向けた取組みを支援する中で蓄積されたノウハウの提供や、広範なネットワークを活用した人材面でのサポート等を行うことにより、当社の財務体質の更なる強化や経営資源の効率的な配分を実現することで、鉄鋳造鍛造事業の継続的な安定成長を維持しつつ、軽合金事業の更なる成長を推し進めることが可能であると考えているとのことです。また、将来的には、独立採算での自立的経営が可能となる規模まで各事業を成長させるとともに、当該事業に関わる経営資源の価値を実現する方策、経営資源等の選択と集中の可能性等（当社の持株会社化その他の組織再編や事業の一部の売却等を含みます。）等をも検討していく予定であるとのことです。

しかしながら、激変する事業環境においては、上記のような、諸施策の実施は、少なからず不確実性を伴うものであり、必ずしも当初の予定どおりに収益に寄与するとは限らないこと、また、当社が長期的な競争力を強化し持続的な成長を

達成するための経営体制構築と諸施策の実施には相応の時間とコストが必要であるとともに様々なリスクを伴うものであるため、短期的な収益の変動性が高まり業績に悪影響を与える懸念があることから、個々の施策の成否を踏まえてより機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制の構築が必要となるとのことです。

以上の事情を踏まえ、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社が長期的に付加価値を生み続ける会社への変革を成し遂げるためには、短期的な業績の変化に左右されることなく、当社が直面する経営課題を適切に把握した上で、機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築することが必要であるとの認識を持つに至ったとのことです。しかしながら、それらを実現するための施策を実施することは当社の一般株主の皆様にとってリスクを伴うものでもあることから、このような影響が一般株主に及ぶことを回避し、公開買付け及びA T C H 1において当該リスクを引き受けるべく、最終的に公開買付けが当社の発行済株式の全て（但し、A T C H 1が保有する優先株式並びに当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的として、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引を実施することが最良と判断し、平成23年6月頃、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社の筆頭株主であるR H J Iに対して本取引を提案したとのことです。その後、ユニゾン・キャピタル・グループはR H J Iとの間で協議を重ね、平成23年12月頃、本取引及びそれに先立つ当社優先株式の売買を実施する方向性について基本的な了解を得るに至ったとのことです。

さらに、ユニゾン・キャピタル・グループは、平成23年12月中旬頃より、東京海上日動との間でも協議を開始し、平成23年12月下旬頃、本取引及びそれに先立つ当社優先株式の売買を実施する方向性についての基本的な了解を得るに至ったとのことです。

また、ユニゾン・キャピタル・グループは、当社に対して平成23年11月29日、本取引についての提案を行い、当社が本取引の検討に際して取引条件の公正性、少数株主の利益の確保のために設置した特別委員会及び当社が起用したファイナンシャル・アドバイザーであるパークレイズ・キャピタル証券株式会社（以下「パークレイズ・キャピタル証券」といいます。）との間で、本取引の実施の是非及び条件等（本公開買付けの買付価格を含みます。）について協議・交渉を行いました（詳細は、下記「3（3）買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置」の「当社における特別委員会による検討」及び「当社における利害関係を有しない取締役の承認」をご参照下さい。）。このような協議の結果を踏まえ、公開買付けらは、平成23年12月28日、本公開買付けを含む本取引及び本優先株式売買を実施することを決定したとのことです。

本公開買付けを含む本取引後の経営方針

公開買付けによれば、公開買付けが指定する者が当社の取締役の過半数を占めることとなるよう、当社に対し、本公開買付けの決済完了後最初に開催される当社株主総会において、かかる目的に沿う取締役選任議案を上程すること等を要請する予定であるとのことです。なお、R H J Iから当社に派遣されていた4名の当社取締役は、公開買付けとR H J Iとの間の合意に従い、第一回公開買付けの決済の開始日である平成24年2月10日をもって、当社取締役を辞任しております。一方、執行については原則として現執行体制を維持することを想定しているとのことです。

さらに、公開買付けは、当社グループが平成23年2月22日付けで締結したシンジケート・ローン契約（金銭消費貸借契約書及び劣後金銭消費貸借契約書）に基づく借入全額について、公開買付けが金融機関から調達した資金によりリファイナンス（借換え）を行っており、かかるリファイナンスのための公開買付けから当社に対する貸付債権（インターカンパニー・ローン）について、当社資産への担保設定を受けております。

本公開買付けを含む本取引に関する意見の根拠及び理由

当社は、公開買付けから本公開買付けを含む本取引の提案を受けた後、下記「3（3）当社における特別委員会による検討」に記載したとおり、特別委員会を設置の上、第一回公開買付けに関する意見表明に至るまで、慎重に検討してまいりました。その結果、当社として第一回公開買付けに賛同するのが妥当であると判断致しました。但し、第一回公開買付けの買付価格については、第一回公開買付けが成立した場合にはその決済後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格である33円を買付価格とする本公開買付けを実施する予定であるとの説明を公開買付けから受けていたことから、第一回公開買付けの買付価格の妥当性については判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主の皆様判断に委ねるのが望ましいと判断致しました。また、本公開買付けについては、第一回公開買付けに関する賛同意見表明をした時点においては、本公開買付けに賛同しかつ当社株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明するべきであり、公開買付けの要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると判断しておりました。当社は、平成24年2月10日付けの取締役会決議において上記判断を維持し、本公開買付けについて賛同の意見を表明すること、及び当社株主に対し本公開買付けに応募することを推奨することを決議いたしました。

上記のように判断した根拠は以下のとおりです。

上記「3（2）本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載したとおり、これまで当社は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてまいりましたが、平成20年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、Metaldyne Corporationが経営破綻するなど、厳しい経営環境にさらされてまいりました。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災、また平成23年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水

による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、平成23年12月19日付け当社プレスリリースで業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、当社はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信しました。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われ、当社の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。公開買付者から提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、当社の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の当社の経営にメリットがあると考えます。

当社は、以上の諸点を検討し、後述の特別委員会の答申を最大限尊重した結果、当社としては第一回公開買付けに賛同し、ただし第一回公開買付けの買付価格については当社としての判断を留保し、第一回公開買付けに応募するか否かは株主の判断に委ねるのが妥当であること、また、本公開買付けについては、第一回公開買付けに関する賛同意見表明をした時点においては、本公開買付けに賛同し、かつ、当社株主に対して本公開買付けに応募することを推奨するべきであり、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当であると判断しておりました。本公開買付けの開始にあたり、当社は第一回公開買付けの開始後、平成24年2月10日開催の当社取締役会時点までの状況を考慮しましたが、後述のとおり平成24年2月10日公表の業績予想修正や中国、インドにおける新プロジェクト等を勘案しても、第一回公開買付け開始にあたっての当社の上記判断を変更する事情は特段ないとするため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社株主に対し本公開買付けに応募することを推奨するとの結論に至りました。

なお、公開買付者と当社は、公開買付者以外の対抗買付者が出現した場合に、当社が当該対抗買付者と接触すること又は公開買付けへの当社意見を変更することを禁止するような取引保護条項を含む合意等は一切行っておりません。

- (3) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本取引の公正性を担保するための措置
下記「3 (6) 第一回公開買付けへの応募に係る公開買付者とR H J Iとの合意」記載のとおり、公開買付者は、第一回公開買付けに際しR H J Iとの間で応募契約を締結したとのことですが、第一回公開買付けの開始時点で当社の取締役10名のうち社外取締役4名がR H J I又は同子会社の役員又は従業員を兼務しておりました。また、本報告書提出日現在、公開買付者は、当社普通株式440,747,459株（当社の第105期第3四半期報告書（平成24年2月10日提出）に記載された平成24年2月10日現在の当社の発行済株式総数712,940,223株に対する割合61.82%（小数点以下第三位を四捨五入。））を所有する当社の支配株主です。上記のような状況から、当社における第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ることに鑑み、第一回公開買付けの買付価格及び本公開買付けの買付価格を含む取引条件の公正性の担保、本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、並びに利益相反回避の観点から、主として以下のような第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する措置を講じております。

当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得

当社は、公開買付者から提示された第一回公開買付け及び本公開買付けの買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、本取引及び本優先株式売買に関し独立性を有する第三者算定機関としてパークレイズ・キャピタル証券に当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、平成23年12月28日付けで株式価値算定書（以下「本算定書」といいます。）を取得しております。

パークレイズ・キャピタル証券は、当社普通株式の価値算定にあたり必要となる情報を収集・検討するため、当社の取締役（本取引及び本優先株式売買について特別の利害関係を有する又は特別の利害関係を有するおそれがある株式会社R H J インターナショナル・ジャパンの代表取締役会長である倉重英樹氏、Ripplewood Holdings LLCのエグゼクティブ・ヴァイス・プレジデントであるアンソニー・A・パローネ氏、R H J IのCOO兼ジェネラル・カウンセラーであるルディガー・シュミットクーンホフファー氏及び株式会社R H J インターナショナル・ジャパンのマネージング・ディレクターである有馬純則氏を除きます。なお、倉重英樹氏、アンソニー・A・パローネ氏、ルディガー・シュミットクーンホフファー氏及び有馬純則氏は、公開買付者とR H J Iとの間で平成23年12月28日付けで締結された第一回公開買付けへの応募契約に従い、第一回公開買付けの決済日である平成24年2月10日付けで当社の取締役を辞任しております。）から事業の現状及び将来の見通し等の情報を取得して説明を受け、それらの情報等を踏まえて、当社の株式価値を算定しております。

パークレイズ・キャピタル証券は、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定方法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提のもと、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、市場株価法、類似会社比較法、類似取引比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フ

ロー法（以下「DCF法」といいます。）を主要な算定方法として用いて、当社普通株式の株式価値を算定しております。パークレイズ・キャピタル証券が上記各手法を採用した理由及び当該各手法に基づき算定した当社普通株式の1株当たりの株式価値はそれぞれ以下のとおりです。なお、パークレイズ・キャピタル証券は、かかる算定にあたり、当社が公表した平成23年12月19日付けプレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」記載の当社の平成23年3月期の通期の業績予想の修正を勧案しております。また、後述のとおり、当社取締役会は、平成24年2月10日公表の業績予想修正や中国、インドにおける新プロジェクトを含む、第一回公開買付けの開始後、平成24年2月10日開催の当社取締役会時点までの状況を考慮しましたが、業績予想修正の幅は限定的であることや、本算定書の株式価値算定の基礎とされた中長期の事業計画においては、中長期的将来におけるアジア方面事業拡大などによる財務的影響も考慮していることから、これら新たな公表内容を勧案しても、本算定書に影響を与える前提事実の変更はなく、本算定書は引き続き有効であると考えております。

評価手法 1株当たり株式価値レンジ

市場株価法 : 17円から38円

類似会社比較法 : 16円から26円

類似取引比較法 : 11円から15円

DCF法 : 29円から36円

市場株価法は、当社普通株式の株式市場における株価を基に株式価値を評価する手法であり、上場企業の株式価値算定における客観的な算定手法であると考え、採用しております。市場株価法では、最近における当社普通株式の市場取引の状況等を勧案の上、算定基準日を第一回公開買付けの開始を決定した平成23年12月28日の前取引日である平成23年12月27日として、当社の普通株式の過去12ヶ月間の株価を基に、当社普通株式1株当たりの株式価値を17円～38円と算定しております。

類似会社比較法は、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務諸表との比較を通じて、企業の価値の算定を行う手法となります。当社には比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似会社比較法による株式価値の類推が可能であるため、類似会社比較法を採用し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を16円～26円と算定しております。

類似取引比較法では、第一回公開買付け及び本公開買付けと比較的類似すると考えられる、国内外で過去に実施された自動車部品、トラック部品及び建機部品メーカーにかかる公表取引における取引価格や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を11円～15円と算定しております。

DCF法は、企業の将来キャッシュ・フロー（収益力）に基づく評価手法であるため、継続企業（ゴーイング・コンサーン）の評価を行う上で適した手法であると考え、採用しております。DCF法では、当社の事業計画等を基礎として算定した将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値や株式価値を分析し、当社普通株式の1株当たりの株式価値を29円～36円と算定しております。なお、DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされた事業計画等において、大幅な増減益は見込まれておりません。

パークレイズ・キャピタル証券は、上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、本公開買付けの買付価格が財務的見地から株主（RHJ I及び東京海上日動を除きます。）にとって公正である旨の意見を平成23年12月28日付け意見書（以下「本フェアネス・オピニオン」といいます。）において述べております。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、当社普通株式（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）及び当社優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から当社にとって公正である旨の意見も述べております。

なお、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者及び当社の関連当事者には該当せず、本取引及び本優先株式売買に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

（注）パークレイズ・キャピタル証券による本算定書及び本フェアネス・オピニオンの作成は、以下の前提条件、手続、考慮事項及び分析における制約事項その他一定の制限に服します。パークレイズ・キャピタル証券は、(A)本取引の検討の続行又は本取引の実行に関する当社の意思決定、(B)本取引が成就する可能性、(C)上記の企業価値に係る株主、債権者及びその他当社に利害関係を有する者の間における配分の公正性及び適切性、又は(D)下記「3(6) A種優先株式及びB種優先株式の取得」記載の米国Pension Benefit Guaranty Corporationとの間の訴訟（及び当社への経済的影響）及び同訴訟に起因して当社が過去又は将来において負担する損害、損失及び費用等の額に関するATCH 1及びRHJ Iの間における合意に基づく取決め（詳細は、下記「3(6) A種優先株式及びB種優先株式の取得」をご参照下さい。）について、意見を求められているものではなく、いかなる意味においても意見を述べるものではありません。パークレイズ・キャピタル証券は、本算定書及び本フェアネス・オピニオンに記載される意見を示すにあたり参照した財務情報その他の情報が正確かつ完全であることを前提として依拠しており、この点について別段の検証を行っておりません。また、パークレイズ・キャピタル証券は、上記の情報が不正確又は誤解を生じさせるものであると判断すべき事実又は状況を認識していない旨を当社の経営陣が確約していることにも依拠しております。

パークレイズ・キャピタル証券は、当社の業績予想が、現時点において入手可能な当社による最善の見通し及び判断を反映して合理的に作成されたものであることを前提としております。パークレイズ・キャピタル証券は、当該予想若しくは見通し、又はこれらの前提条件について、一切責任を負担せず、またいかなる見解を示すこともありません。本算定書又は本フェアネス・オピニオンは、当社の株主に対して、当社の普通株式の応募を推奨するものではありません。

当社における特別委員会による検討

当社は、本取引について第一回公開買付けにおいては当社の支配株主が応募株主となること、本公開買付けにおいては公開買付者が新たな支配株主としてさらに買付けを行うこと、さらにその後本普通株式全部取得手続・上場廃止も想定されるなど、利害関係が複雑であり、意思決定に公正性が要求されるため、中立的立場から本取引に対し意見表明をすべく、平成23年10月20日の当社取締役会において、当社取締役会の小委員会として特別委員会を設置し、その委員として、当社取締役である越尾壯一氏（以下「越尾氏」といいます。）、エドワルド・G・クルーバシク氏（以下「クルーバシク氏」といいます。）及びトーマス・A・アマート氏（以下「アマート氏」といいます。）の3名を選定しました。当該3名の中立性・独立性は、いずれも第一回公開買付けの応募株主及び公開買付者と利害関係が無く本取引及び本優先株式売買に利害関係を有しないこと（即ち第一回公開買付け及び本公開買付けに対し当社取締役会として意見表明決議をする際、特別利害関係取締役として当該決議から排除されないこと）、越尾氏は当社社外取締役であり当社株券が上場されている東京証券取引所に独立役員として届け出られた者であること、クルーバシク氏は当社社外取締役であること、及びアマート氏はかつて当社の執行役でしたが現在は業務執行に携わらない非常勤の取締役であることにより担保されております。なお、越尾氏は186,000株、アマート氏は231,068株の当社普通株式を保有しておりますが、その持株割合はごく小さいものであり、かかる株式保有が上記の独立性に影響を及ぼすものではないと思料します。

特別委員会は、平成23年11月10日より同年12月28日まで合計20回開催され、公開買付者からのヒアリング、当社経営陣との協議、当社が起用した財務アドバイザーであるパークレイズ・キャピタル証券及び当社が起用した独立の法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所との協議を重ねるとともに、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を検討しました。また、公開買付者及びそのアドバイザーであるユニゾン・キャピタル・グループからも本取引及び本優先株式売買の取引構造や条件について説明を受け、少数株主の利益の確保の観点から本公開買付けの買付価格を含む取引条件等について公開買付者と協議や交渉を行いました。具体的には、以下の事項を検討致しました。

(a) 本公開買付けを含む本取引が当社の企業価値向上に資するか

当社及び特別委員会は、公開買付者より、公開買付者及び公開買付者に対して助言を与えるユニゾン・キャピタル・グループの事業概要及び投資経験について説明を受けました。また、上記「3(2) 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」記載の内容について公開買付者から説明を受けると共に、公開買付者らが当社を完全子会社化することにより当社がどのようなメリットを受けるかについて説明を受けました。それによると、公開買付者は、主に、当社が成長するための資金確保のサポート、当社のガバナンスシステムを強化するための組織構築及び非公開会社としての意思決定の迅速化等、当社経営方針を理解した経験豊かなチームの当社経営への参画、並びに、ユニゾン・キャピタル・グループの経営アドバイザーとの協働による経営課題の解決、という点において当社をサポートする用意があるということです。また、特別委員会は、本取引による財務状況の変化など当社が受けうる影響並びに本優先株式売買の諸条件を含め、第一回公開買付け並びにその後の本公開買付け及び本普通株式全部取得手続により当社の企業価値が向上するかどうか慎重に協議しました。

上記「3(2) 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付け成立後の経営方針」に記載したとおり、これまで当社は、自社での成長及び買収により業容を拡大させてまいりましたが、平成20年のリーマンショックやそれに続く世界的な自動車産業の不況を受け、MetalDyne Corporationが経営破綻するなど、厳しい経営環境にさらされてまいりました。さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災、また平成23年7月に始まり数ヶ月間続いたタイの大洪水による影響など、厳しい試練を乗り越えてきました。この数年は、そういった危機に対して身を削るようなコストダウンなどの体質改善をおこない、「生き残り」をかけて経営の舵をとってきたと言えます。

しかし、平成23年12月19日付け当社プレスリリースで業績予想を上方修正したことに端的に表れているように、当社はこれら数々の危機からようやく脱したものと確信しました。ギリシャの債務危機に端を発した欧州の金融不安や中国やインドなどの新興国の成長の減速など、まだまだ不透明な状況は続くと思われ、当社の今後の経営は今までの「生き残り」から「成長」戦略に焦点をあてた積極的な事業計画を推進していきたいと考えております。

今後も自動車業界は世界規模での生き残りをかけた競争による需給構造の大きな変化が予想されますが、これらの変化に対応するには、柔軟な経営戦略と迅速な意思決定がさらに必要になってきます。公開買付者から提案がなされた完全子会社化・上場廃止については、当社の成長ポテンシャルに対する投資であると理解しており、経営の舵取りが今まで以上に自由にできること、短期的に予想されるリスクにとらわれず、株主の支援に基づき中長期的な事業の成長を追求できること、などからも今後の当社の経営にメリットがあると思えます。

以上の諸点に鑑み、特別委員会としては、上記3(2) 記載の目的は合理的であり、また、本取引により、当社として利益を享受するものと認められることから、本取引が当社の企業価値向上に資するものと判断致しました。

(b) 本公開買付けを含む本取引の取引条件の公正性が確保されているか

次に、特別委員会は上記「3(3) 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及び意見書の取得」記載のとおり、独立した第三者算定機関としてのパークレイズ・キャピタル証券より本算定書及び本フェアネス・オピニオンを取得し、公開買付者の提案した買付価格の合理性・妥当性を検証致しました。

公開買付者から提示された本取引に関する買付価格は、第一回公開買付けが普通株式1株当たり27円、本公開買付けが普通株式1株当たり33円でした。他方、本算定書においては、当社の普通株式1株当たりの株式価値算定結果として、市場株価法では17円から38円、類似会社比較法では16円から26円、類似取引比較法では11円から15円、DCF法では29円から36円と報告されました。

上記の株式価値算定の結果等を踏まえ、パークレイズ・キャピタル証券は、公開買付者から提示された本公開買付けの買付価格が財務的見地から株主(RHJI及び東京海上日動を除きます。)にとって公正である旨の意見を本フェアネス・オピニオンにおいて述べております。また、パークレイズ・キャピタル証券は、本フェアネス・オピニオンにおいて、当社普通株式(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)及び当社優先株式の全ての対価として支払われる金額の総額をベースとして計算される企業価値の額が、財務的見地から当社にとって公正である旨の意見も述べております。

特別委員会において検討した結果、本算定書の結論に至る計算過程はもちろん、本フェアネス・オピニオンの検討過程についても、特段不合理な点あるいは著しい問題などは認められません。

他方、第一回公開買付けの買付価格は、本フェアネス・オピニオンの対象ともされておりません。しかしながら、公開買付者の説明によると、第一回公開買付けは、当社の支配株主すなわちRHJI及び当社の株主である東京海上日動が予め公開買付者との間で応募契約を締結の上合意した取引条件(買付価格を含みます。)に基づくものであり、応募契約を締結した株主のみが応募することが想定される一方で少数株主による応募は想定されておらず、少数株主のために、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格(普通株式1株当たり33円)を買付価格として本公開買付けが実施される予定であるとのことでした。このような事情に鑑みれば、第一回公開買付けにおける買付価格にかかわらず、本取引及び本優先株式売買を全体としてみれば、本公開買付けの買付価格を含む本取引の取引条件は公正なものであると考えられます。もっとも、第一回公開買付けの買付価格の妥当性に関しては当社としての判断を留保すべきものと判断致しました。

なお、「3(6) A種優先株式及びB種優先株式の取得」に記載のとおり、RHJIによる当社優先株式の譲渡価格については、PBG訴訟費用(下記「3(6) A種優先株式及びB種優先株式の取得」にて定義します。)の多寡に応じて、RHJIとATCH1との間で譲渡価格の調整が行われるとのことですが、しかし、そのような調整が行われたとしても、RHJIに支払われる当社優先株式の実質対価(普通株式に転換された場合の普通株式1株当たりの対価)が本公開買付けの買付価格を上回ることにはないとのことです。従って、かかるPBG訴訟費用に関連した価格調整は、上記公正性に関する判断に影響を及ぼすものではないと思料致します。

(c) 本公開買付けを含む本取引は公正な手続を通じて少数株主への十分な配慮がなされているか

本取引は、公開買付けを二段階に分けるといふ本邦において先例の見当たらない構造を採用しています。株主の保護という観点からは、支配株主であったRHJIらによる応募を想定した第一回公開買付けの後に、より高い買付価格を設定した本公開買付けが実施されることが、どのように担保されているかという点が問題となります。

この点については、公開買付者から明確に説明を受けるとともに、公開買付者による平成23年12月28日付け公表文書「旭テック株式会社優先株式の取得及び普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(当社が平成23年12月28日付けで公表した「ATCホールディングス2号株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ」と題するプレスリリース末尾に添付)においても、第一回公開買付けが成立した場合には、その決済後速やかに、公開買付者以外の者が所有する当社の発行済み普通株式の全て(但し、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することを目的として、再度、第一回公開買付けの買付価格(27円)よりも高い価格である33円を買付価格とする本公開買付けを実施する予定である旨明記されております。このことから、公開買付者において本公開買付けの予定を明確に開示することにより、少数株主の利益を一定程度尊重しようとしている取引構造であることが窺われます。

また、本取引では二段階の公開買付けの成立後、全部取得条項付種類株式(又はその他の方法)を用いて本普通株式全部取得手続を行うことが企図されています。本普通株式全部取得手続において、本普通株式全部取得手続の対価は、本公開買付けの買付価格と同一の価格となるよう設定される予定であり、本普通株式全部取得手続は、本公開買付けの成立後速やかに実行するよう要請する予定との説明を公開買付者から受けています。実際の種類株式の発行及び全部取得条項に基づく株式の取得が後日行われたとしても、本公開買付けの期間に近接した時点を基準日とし、当該基

準日時点の株主に対して当該種類株式の交付がなされるものと考えられ、実質的には、本公開買付期間と近接した時点における株主に対して具体的な条件が提示されるものと考えられます。このため、本公開買付けと同一の基準を本普通株式全部取得手続の価格決定に際して採用することには、特段不合理な点はないと判断されます。

加えて、全部取得条項付種類株式の発行に関しては、これに必要となる定款変更について、会社法上、反対株主による株式の買取請求権が認められています。また、上記全部取得条項に基づく当社による株式の取得に関しては、買付価格を基準として決定される本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足出来ない株主において、裁判所に対して当該株式の取得の価格の決定を申し立てる機会が認められています。本公開買付けの買付価格、またその後に予定されている本普通株式全部取得手続時における経済的条件に満足できない株主においては、これらの法定の手続を利用することにより、裁判所の判断を仰ぐ機会が認められています。このような手続の利用を一般株主に認めた上で本取引を実施しようとしている点からも、公開買付者において一般株主（少数株主）の利益に対して適切な配慮をするよう努めている取引構造であることが窺われます。

上述のとおり、当社は公開買付者からの提案を踏まえ、特別委員会を設置し、本取引の対応及び検討に向けた過程の中で、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言その他の関連資料を踏まえ、当社少数株主の利益を勘案した適切な判断機会の確保、意思決定過程における恣意性の排除、また第一回公開買付け及び本公開買付けの買付条件、とりわけ買付価格の公正性の担保、また本普通株式全部取得手続の取得条件の公正性の担保に向けた客観的状況の確保等の諸点について、特別委員会において具体的な検討を行い、その結果、当社特別委員会は、本取引において公正な手続を通じた少数株主の利益への十分な配慮がなされているとの結論に至りました。

その結果、特別委員会は、平成23年12月28日、(a)第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引については、全体として当社の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、これに賛同するべきであること、(b)第一回公開買付けの買付価格については、第一回公開買付けの後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格（普通株式1株当たり33円）を買付価格として本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けていることから、当社として意見を留保すべきこと、(c)本公開買付けが実施される場合には、かかる本公開買付けも当社の企業価値の向上を目的とするものであると認められ、また本公開買付けの買付価格は直近の一定期間の平均株価に対して一定のプレミアムを付した価格であり妥当であると認められることから、答申書提出時点の状況に基づく判断として、本公開買付けを含む本取引に賛同するとともに、本公開買付けが実施された場合には当社株主にこれに応募するよう推奨することが望ましいこと、並びに、(d)本優先株式売買並びに本取引を構成する第一回公開買付け、本公開買付け及び本公開買付け後に行われる本普通株式全部取得手続という本取引の全体を勘案すれば、本取引は全体として少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、同日、当社取締役会に対し答申致しました。なお、当社取締役会は、平成24年2月10日公表の業績予想修正や中国、インドにおける新プロジェクトを含む、同答申及び第一回公開買付けの開始後、平成24年2月10日開催の当社取締役会時点までの状況を考慮しましたが、業績予想修正の幅は限定的であることや、本算定書の株式価値算定の基礎とされた中長期の事業計画においては、中長期的将来におけるアジア方面事業拡大などによる財務的影響も考慮していることから、これら新たな公表内容を勘案しても、本算定書や特別委員会の答申内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本算定書及び特別委員会の答申は引き続き有効であると考えております。

当社における法律事務所からの助言

当社は、その意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、R H J I、公開買付者及び当社から独立した法律事務所であるアンダーソン・毛利・友常法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引における意思決定過程、意思決定方法、特別委員会の運営その他の留意点について法的助言を受けております。

当社における利害関係を有しない取締役の承認

当社は、パークレイズ・キャピタル証券から取得した本算定書及び本フェアネス・オピニオン、アンダーソン・毛利・友常法律事務所から受けた法的助言、特別委員会の答申その他の関連資料を踏まえ、第一回公開買付け及び本公開買付けを含む本取引及び本優先株式売買に関する諸条件について慎重に検討した結果、本取引が当社の企業価値向上の観点から有益であり、本取引の諸条件は妥当であると判断し、平成23年12月28日開催の取締役会において、第一回公開買付けについて賛同の意見を表明する旨を、決議に参加した取締役（取締役10名中、出席取締役3名）の全員一致で決議致しました。但し、第一回公開買付けの買付価格については、第一回公開買付けが成立した場合、その決済後速やかに第一回公開買付けの買付価格よりも高い価格である33円を買付価格とする本公開買付けが実施される予定であると公開買付者から説明を受けているため、第一回公開買付けの買付価格の妥当性については意見を留保し、当社株主が第一回公開買付けに応募するか否かは株主のご判断に委ねることが望ましいと判断致しました。さらに、同時点においては、本公開

買付けが行われた場合には本公開買付けに賛同し、かつ、当社株主に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の意見を表明すべき旨、及び、公開買付者の要請に応じ本普通株式全部取得手続を実施することも相当である旨を決議致しました。なお、当社取締役のうち、倉重英樹氏、アンソニー・A・パローネ氏、ルディガー・シュミッドクーンホッフ氏及び有馬純則氏は、当社の支配株主でありかつ第一回公開買付けにつき応募契約を締結していたRHJI又はその関連会社の役員又は従業員を兼務しているため、利益相反を回避する観点から、また、入交昭一郎氏、山田裕久氏、及び松村正隆氏については、当社執行役を兼任しているところ、執行役報酬の一部が当社の買収を含む組織再編の実施と関連する枠組みとなっており、必ずしも利害が対立するものではありませんが、取締役会決議の公正を期すため、本取引及び本優先株式売買に関する取締役会の審議及び決議には参加しておらず、当社の立場においてその取引条件に関する公開買付者との協議・交渉にも参加しておりません。

なお、その結果、上記取締役会の審議及び決議に参加した取締役は、越尾氏、クルーバシク氏及びアマート氏の3名であり、特別委員会の構成員と同一となりますが、そのことにより、取締役会の審議及び決議の公正性に影響が生じるものではないと考えております。なぜなら、特別委員会においては特に少数株主にとっての不利益性が議論の焦点となる一方、取締役会においてはより幅広い経営の見地から本取引に賛同すべきかどうかを議論するものであり、もとより議論の対象・目的が異なるからです。また、当社は、本取引及び本優先株式売買の少数株主への影響を真摯に検討すべく、かかる取引と利害関係が無いと考えられる取締役全員を特別委員会委員に選任したものであり、結果的に同一の構成員が取締役会で審議・決議することに何ら支障はないものと思料致します。

さらに、本公開買付けの開始にあたり、当社は平成24年2月10日公表の業績予想修正や中国、インドにおける新プロジェクト等を含む、第一回公開買付けの開始後、平成24年2月10日開催の当社取締役会時点までの状況を考慮したうえで、前述のとおり第一回公開買付け開始にあたっての当社の判断を変更する事情は特段ないとするため、同判断を維持し、改めて本公開買付けについて賛同の意見を表明すること及び当社株主に対し本公開買付けに応募することを推奨することを、平成24年2月10日付け取締役会決議に参加した取締役（取締役6名中、出席取締役3名）の全員一致で決議致しました。なお、第一回公開買付けに際しての意見表明の取締役会決議と同様、入交昭一郎氏、山田裕久氏、及び松村正隆氏については、当社執行役を兼任しているところ、執行役報酬の一部が当社の買収を含む組織再編の実施と関連する枠組みとなっており、必ずしも利害が対立するものではありませんが、取締役会決議の公正を期すため、本公開買付けに際しての意見表明の取締役会決議にも参加しておりません。また、倉重英樹氏、アンソニー・A・パローネ氏、ルディガー・シュミッドクーンホッフ氏及び有馬純則氏は第一回公開買付けの決済開始日である平成24年2月10日をもって、上記取締役会開催に先立ち当社取締役を辞任しております。

公開買付期間を30営業日に設定

公開買付者は、法令に定められた公開買付期間の最短期間が20営業日であるところ、本公開買付けに係る買付け等の期間を30営業日と設定したとのことです。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募につき適正な判断機会を確保しつつ、公開買付者以外にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの買付価格の適正性の担保とすることを企図しているとのことです。なお、公開買付者と当社は、公開買付者以外の対抗買付者が出現した場合に、当社が当該対抗買付者と接触すること又は公開買付けへの当社意見を変更することを禁止するような取引保護条項を含む合意等は一切行っておりません。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項について）

公開買付者によれば、公開買付者は、上記「3（2）本公開買付けを含む本取引及び当社優先株式の売買の概要」に記載のとおり、最終的には当社の発行済普通株式を取得することを目的として、本公開買付けを実施するとのことですが、本公開買付けにおいて当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付け成立後に、以下の方法により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得するための本普通株式全部取得手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者らは、(a)当社において普通株式、A種優先株式及びB種優先株式とは別個の種類株式を発行できる旨の定款変更を行うこと、(b)当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び(c)当社の当該株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得と引き換えに別個の種類株式を交付することを付議議案に含む株主総会（以下「本株主総会」といいます。）を開催し、上記(a)乃至(c)を上程すること、及び上記(b)の定款一部変更を付議議案に含む当社の普通株主、A種優先株式の株主及びB種優先株式の株主による各種類株主総会（以下、総称して「本種類株主総会」といいます。）を本株主総会の開催日に開催し、上記(b)を上程することを当社に要請する予定とのことです。なお、公開買付者らは、本株主総会及び本種類株主総会のうち各々が議決権を有するものにおいて、それぞれ上記各議案に賛成する予定とのことです。

公開買付者らは、平成24年6月を目途として本株主総会及び本種類株主総会を開催することを当社に要請する予定との

ことですが、本株主総会及び本種類株主総会の具体的な手続及び実施時期等については、当社と公開買付者らが協議の上、決定次第、当社が速やかに公表致します。

上記の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、その全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の普通株主には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の普通株主のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却の結果、各普通株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格に当該株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する当社株式の種類及び数は、本報告書提出日現在未定であります。公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、公開買付者以外の当社の普通株主のうちで本公開買付けに応募されなかった普通株主に対して交付する当社株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを当社に要請する予定とのことです。

上記手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたと考えられる会社法上の規定として、()上記(b)の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその保有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、()上記(c)の全部取得条項が付された当社普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。これらの()又は()の方法による1株当たりの買付価格又は取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

また、上記(a)乃至(c)の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の当社の株主の当社株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、公開買付者以外の当社の普通株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなることを予定しており、この場合において公開買付者以外の普通株主に交付される金銭の額については、本公開買付けの買付価格に当該普通株主が所有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定とのことです。この場合における具体的な手続については、当社と公開買付者らが協議のうえ、決定次第、当社が速やかに公表致します。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込みがある旨及びその事由

当社普通株式は、本報告書提出日現在、東京証券取引所市場第一部に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定しておらず、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

さらに、本公開買付け成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本普通株式全部取得手続を予定しているとのことです。その場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、当社普通株式は所定の手続を経て上場廃止になります。なお、当社普通株式が上場廃止となった場合は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

(6) 公開買付者と当社の株主との間における本公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

A T C H 1 が取得した当社優先株式は取得請求権付株式であり、A T C H 1 が当社優先株式に係る取得請求権を行使した場合には、当社からA T C H 1 に対して当社普通株式が交付されることとなりますが、A T C H 1 は、公開買付者に対し、本公開買付けが終了するまでの間、その所有する当社優先株式に係る取得請求権を行使しないこと、及び当社優先株式については本公開買付けにおいて当該株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行わないことに同意しているとのことです。このほか、公開買付者らと当社の株主との間において、本公開買付けへの応募に関する合意は特段存在しないとのことです。第一回公開買付けに先立つ優先株式の取得及び第一回公開買付けにおける応募契約について、以下その概要を記載します。詳細は、第一回公開買付けに関して当社が提出した平成24年1月10日付け意見表明報告書をご覧ください。

A種優先株式及びB種優先株式の取得

公開買付者によると、本ファンドが発行済株式の全てを所有するA T C H 1 は、R H J I から、平成24年1月4日付けで、R H J I が所有するA種優先株式（7,429,000株）を総額1,976,114,000円（かかる譲渡の合意を行った日の前日の平成23年12月27日時点でR H J I が所有するA種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にA種優先株式を当社が取得すると引換えに交付されることとなる当社普通株式数（以下「A種転換後普通株式数」といいます。）

(104,006,000株)で除すと1株当たり19.0円(小数点以下第二位を四捨五入。)で、B種優先株式(10,526,316株)の全てを総額592,762,737円(かかる金額から、A T C H 1がR H J IからB種優先株式を取得するまでのB種優先株式に係る累積未払優先配当金(1株につき1年当たり7.12円、総額431,664,086円、総額は円未満切り捨て。)を控除し、かかる譲渡の合意を行った日の前日の平成23年12月27日時点でR H J Iが所有するB種優先株式に係る取得請求権を行使した場合にB種優先株式を当社が取得すると引換えに交付されることとなる当社普通株式数(以下「B種転換後普通株式数」といい、A種転換後普通株式数と併せて「優先株式転換後普通株式数」と総称します。)(15,306,122株)で除すと1株当たり10.5円(小数点以下第二位を四捨五入。)で取得したとのことです。また、A T C H 1は、東京海上日動から、平成24年1月4日付けで東京海上日動が所有するA種優先株式(3,712,000株)の全てを総額1,165,568,000円(これを平成23年12月27日時点での東京海上日動が所有するA種優先株式に係るA種転換後普通株式数(51,968,000株)で除すと、1株当たり22.4円(小数点以下第二位を四捨五入。))で取得したとのことです。これにより、A T C H 1は、当社が本報告書提出日現在発行する全ての優先株式を所有しております。

なお、A T C H 1は、R H J Iとの間で、当社が平成22年11月22日付け「米国P B G Cから当社に対する訴訟提起について」と題するプレスリリースにおいて公表した米国Pension Benefit Guaranty Corporationとの間の訴訟(注)に起因して当社が将来において負担する損害、損失及び費用等の額(以下「P B G C訴訟費用」といいます。)が一定の金額(以下「想定訴訟費用基準額」といいます。)を超えなかった場合には、かかる訴訟の解決後20営業日以内に、A T C H 1が、R H J Iに対し、想定訴訟費用基準額とP B G C訴訟費用との差額に0.5を乗じた額(但し、10億円を上限とします。)を優先株式の譲渡価格の総額(2,568,876,737円)に対する各種優先株式の譲渡価格の割合に応じて、それぞれの優先株式の対価として追加的に支払うことを合意しております。その結果、(i)A種優先株式の譲渡価格は最大で2,745,366,168円となり、これをA種転換後普通株式数で除した額は、最大で26.4円(小数点以下第二位を四捨五入。)、()B種優先株式の譲渡価格は最大で823,510,569円となり、これからB種優先株式にかかる累積未払優先配当金を控除した金額をB種転換後普通株式数で除した数は、最大で25.6円(小数点以下第二位を四捨五入。)となります。このように、A T C H 1がR H J Iから取得した当社優先株式の譲渡価格は、いかなる場合であっても、平成23年12月27日時点での優先株式転換後普通株式数を基に普通株式1株当たり換算した場合、本公開買付けの買付価格(33円)よりも低い価格となります。

一方、A T C H 1は、R H J Iとの間で、P B G C訴訟費用が想定訴訟費用基準額を超えた場合には、R H J Iが、当社により支払われたP B G C訴訟費用を合理的に証する資料を受領した後20営業日以内に、R H J Iが、A T C H 1に対し、P B G C訴訟費用と想定訴訟費用基準額との差額に一定割合を乗じた額を、所定の金額を上限として補償することを合意したとのことです。

(注) 当社が平成22年11月22日付けで公表した「米国P B G Cから当社に対する訴訟提起について」と題するプレスリリースのとおり、当社は、米国Pension Benefit Guaranty Corporationから、当社の米国子会社であったメタルダイン・コーポレーションの退職年金制度に未積立金等が存在しており、メタルダイン・コーポレーションの倒産に伴う退職年金制度の解約により、米国従業員退職所得保証法に基づき、メタルダイン・コーポレーションの「支配グループ」であった当社が、メタルダイン・コーポレーションの退職年金制度(支払保証制度)の管理者たるP B G Cに対して当該未積立金等につき支払義務を負担するとして、退職年金制度解約に伴う未積立金支払債務等の支払を請求する訴訟を米国連邦裁判所において提起されています。

第一回公開買付けへの応募に係る公開買付者とR H J Iとの合意

公開買付者は、平成23年12月28日付けで、R H J Iとの間で、その所有する当社普通株式（432,553,078株）の全てを第一回公開買付けに応募する旨の応募契約を締結し、R H J Iは同応募契約に基づいてその所有する当社普通株式の全てを第一回公開買付けに応募し、公開買付者はこれを買付けたとのことです。

第一回公開買付けへの応募に係る公開買付者と東京海上日動との合意

公開買付者は、平成23年12月28日付けで、東京海上日動との間で、その所有する当社普通株式（7,602,055株）の全てを第一回公開買付けに応募する旨の応募契約を締結し、東京海上日動は同応募契約に基づいてその所有する当社普通株式の全てを第一回公開買付けに応募し、公開買付者はこれを買付けたとのことです。

(7) その他

業績予想の修正及び特別損失の計上について

当社は、平成24年2月10日付けで「業績予想の修正及び特別損失の計上に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照下さい。

中国における鋳鉄合弁事業検討について

当社は、平成24年2月10日付けで「中国における鋳鉄合弁事業検討に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照下さい。

インドにおける軽合金部品の合弁事業検討について

当社は、平成24年2月10日付けで「インドにおける軽合金部品の合弁事業検討に関するお知らせ」を公表しております。詳細につきましては、当該公表内容をご参照下さい。

4【役員が所有する株券等の数及び当該株券等に係る議決権の数】

氏名	役名	職名	所有株式数(株) (注2)	議決権数(個) (注2)
トーマス・A・アマート	取締役		普通株式 231,068	231
越尾 壯一	取締役		普通株式 202,684	202
永島 與一郎	専務執行役	軽合金事業本部長 Asahi Tec Aluminium (Thailand) Co., Ltd. 代表取締役社長	普通株式 20,448	20
太田原 守	専務執行役	鉄鑄造鍛造事業本部長	普通株式 20,120	20
藤城 理賀	常務執行役	総務人事部担当	普通株式 29,397	29
加藤 享	執行役	旭テックTDM(株)社長 同技術部長	普通株式 4,000	4
神谷 明	執行役	経営企画部長 情報システム部担当	普通株式 31,599	31
川島 志郎	執行役	軽合金事業本部 インド準備室長	普通株式 12,000	12
田川 敏久	執行役	鉄鑄造鍛造事業本部 生産統括部 豊川工場長	普通株式 80,650	80
村上 直久	執行役	鉄鑄造鍛造事業本部 事業企画部長 営業部・品質保証統括 室担当	普通株式 4,000	4
神麻 靖久	執行役	軽合金事業本部 副本部長(国内担当)	普通株式 19,000	19
計			普通株式 654,966	652

(注1) 役名、職名、所有株式数及び議決権数は、本報告書提出日現在のもので、

(注2) 所有株式数及び議決権数には、当社の役員持株会等を通じた所有株式等当該役員が実質的な処分権限を有する株式数(小数点以下切捨て)及びそれに係る議決権数を含めております。

(注3) 取締役越尾壯一は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

5【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】

該当事項はありません。

6【会社の支配に関する基本方針に係る対応方針】

該当事項はありません。

7【公開買付者に対する質問】

該当事項はありません。

8【公開買付期間の延長請求】

該当事項はありません。